

平成 30 年 12 月 吉日

寝具類賃貸借仕様書

- 1 履行場所 社会福祉法人 パール 特別養護老人ホーム パール代官山
- 2 履行期間
自) 平成 31 年 4 月 1 日
至) 平成 32 年 3 月 31 日
- 3 品目・規格・数量
 - (1) 品目・規格
別紙「寝具仕様明細書」のとおり。
 - (2) 数量
60 床及びその最低 10% を予備として常備し、指定する倉庫に保管すること。
 - (3) その他
洗濯等により寸法が一定以上伸縮しないこと。
- 4 洗濯・消毒・補修の基準
 - (1) 洗濯、消毒、補修については別記②のとおり実施し、清潔かつ衛生的に行われるよう留意する。
 - (2) 洗濯、消毒についてはクリーニング業法等関係法令に適合した工場において実施すること。
 - (3) 洗濯、消毒を行う工場は、厚生労働省令で定める基準に適合していること。
 - (4) 汚染した寝具は、その都度洗濯、消毒、補修するものとする。
- 5 作業時間等
 - (1) 作業時間は当施設の業務に支障を来たすことがないこと。
 - (2) 寝具の受け渡しについては、担当者の指示に従い迅速かつ丁寧に行うこと。
 - (3) 作業にあたっては、職員、入所者、来客者等の通行、又は業務等に支障を来たすがないよう留意すること。
 - (4) 作業に關係の無い場所へ立ち入らないこと。
 - (5) 寝具を保管する倉庫は常に整理整頓し、特に火災等の予防に十分注意すること。
- 6 集配回数
月曜日から土曜日のうち週 1 回以上
- 7 経費負担
業務上必要な工具類及び消耗品、従業員の被服及び装具等の経費は、請負者の負担とする。
- 8 損害賠償責任
 - (1) 借上げした寝具を発注者の責により、紛失、消失及び損害をした場合は、双方協議の上弁済金を決定し請負者へ支払うものとする。
 - (2) 請負者は寝具を起因とする損害、従業員の故意又は過失による損害を当施設或いは第三者に及ぼしたときは、損害賠償の責を負うものとする。
- 9 その他
 - (1) この仕様に定めのない事項であっても、業務上当然行うべき事項はこれを実施し、又は担当者の指示に従うこととする。
 - (2) 請負者は、その業務に関して知り得た個人情報及び秘密を漏らしてはならない。また、その業務を退いた後もまた同様とする。

寝具仕様明細書(一床あたり)

	品目	構成		仕様	サイズ(cm)
		構成比	準備数		
①	掛布団	1	66	中綿：1.3kg 側地：T/C ベージュ	150×200程度
②	肌掛け布団	1	66	中綿：0.5kg 側地：T/C ブルー	150×200程度
③	ベッドパット	1	66	中綿：PE100% 350g/m ² 側地：T/C 白	100×200程度
④	枕	1	66	中綿：ソフトパイプ 1.1kg 側地：T/C 白	33×45程度
⑤	包布	3	198	生地：T/C 30/70 柄 横入れ型	150×210程度
⑥	ひっかけシーツ	3	198	生地：綿100% 白 片側ボックスタイプ	182×260×30程度
⑦	枕カバー	3	198	生地：綿100% 白 封筒型	40×68程度
⑧	防水シーツ	3	198	生地：表裏ポリエステルニット100% オフホワイト シーツ型	140×190程度

※ 数量：入所者数+10%で計算しています。

仕様：同等品の提案は事業者と協議の上定める事とする。

・寝具類の納品・回収場所については、施設側と打合せによって決定すること。

備考：⑧防水シーツは単品契約とする。

別記②

	品目	洗濯(消毒)	備考
①	掛布団	必要な都度	
②	肌掛け布団	必要な都度	
③	ベッドパット	必要な都度	
④	枕	必要な都度	
⑤	包布	1週1回	
⑥	シーツ	1週1回	
⑦	枕カバー	1週1回	
⑧	防水シーツ	1週1回	標記回数以上必要に応じて隨時行うこと

平成 30 年 12 月 吉 日

タオル類賃貸借仕様書

1 履行場所 社会福祉法人 パール 特別養護老人ホーム パール代官山

2 履行期間

自) 平成 31 年 4 月 1 日
至) 平成 32 年 3 月 31 日

3 品目・規格・数量

(1) 品目・規格

別紙「タオル類仕様明細書」のとおり。

(2) 数量

バスタオル	必要数	指定する倉庫に保管すること。
フェイスタオル	必要数	指定する倉庫に保管すること。
オシボリタオル	必要数	指定する倉庫に保管すること。
下拭きタオル	必要数	指定する倉庫に保管すること。

(3) その他

洗濯等により寸法が一定以上伸縮しないこと。

4 洗濯・消毒の基準

- (1) 洗濯、消毒を行う工場は、厚生労働省令で定める基準に適合していること。
- (2) 通常の場合、高温水、次亜塩素酸ソーダ、洗剤にて洗浄すること。
- (3) 汚れがひどい場合は、次亜塩素酸ソーダの消毒液にて洗浄すること。
- (4) その他については、クリーニング業法等を準用し処理すること。

5 作業時間等

- (1) 作業時間は当施設の業務に支障を来たすことがないこと。
- (2) タオルの受け渡しについては、担当者の指示に従い迅速かつ丁寧に行うこと。
- (3) 作業にあたっては、職員、入所者、来客者等の通行、又は業務等に支障を来たすことがないよう留意すること。
- (4) 作業に關係の無い場所へ立ち入らないこと。
- (5) タオルを保管する倉庫は常に整理整頓し、特に火災等の予防に十分注意すること。

6 集配回数

月曜日から土曜日のうち週 2 回以上とすること。

7 経費負担

業務上必要な工具類及び消耗品、従業員の被服及び装具等の経費は、請負者の負担とする。

8 損害賠償責任

- (1) 借上げしたタオル類を発注者の責により、紛失、消失及び損害をした場合は、双方協議の上弁済金を決定し請負者へ支払うものとする。
- (2) 請負者はタオルを起因とする損害、従業員の故意又は過失による損害を当施設或いは第三者に及ぼしたときは、損害賠償の責を負うものとする。

9 その他

- (1) この仕様に定めのない事項であっても、業務上当然行うべき事項はこれを実施し、又は担当者の指示に従うこととする。
- (2) 請負者は、その業務に関して知り得た個人情報及び秘密を漏らしてはならない。また、その業務を退いた後もまた同様とする。

タオル類仕様明細書

	品目	仕様	サイズ(cm)
①	バスタオル (ドライ)	1100匁 綿100% 白	63×132程度
②	フェイスタオル (ドライ)	240匁 綿100% 白	34×86程度
③	オシボリタオル (ウェット)	90匁 綿100% 白	28×42程度
④	下拭きタオル (ドライ)	ドビー織 綿100% 白	39×63程度